

# 労働基準広報 2018 No.1956

## 4/21

### CONTENTS

**特集** 健康診断の実施Q & A ————— 6

## パートも週の所定労働時間が正社員の4分の3以上なら健康診断実施義務が

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、医師による各種健康診断を実施しなければならない。このうち、雇入れ時健康診断や定期健康診断などは全業種・全規模に実施が義務づけられている。また、健康診断は、正社員だけでなく、パートタイマーについても、1週間の所定労働時間数が、その事業場の同種の業務に従事する正社員の4分の3以上であるなど一定の要件を満たす場合には実施しなければならない。そこで、今号では、事業者が実施すべき健康診断の種類・項目、健康診断の受診に要した時間に係る賃金の取り扱いなどについて、Q & A方式でみてみる。

(編集部)

●知れば得する社会保険 ————— 13

第4回「標準賞与額」

健康保険は年度573万円  
厚生年金は1月150万円が上限額に

(編集部)

●解釈例規物語⑩ ————— 20

第115条関係

年次有給休暇と時効 — その1 —

(中川恒彦)

●転ばぬ先の労働法(紛争予防の誌上ゼミ) — 30

第41講 紛争類型を予防法務に活かす③

ハラスメント起きる職場放置すれば  
職場環境配慮義務違反で賠償責任が

(北海学園大学法学部教授・弁護士 浅野高宏)

●NEWS ————— 1

(健康増進法改正案等による政策対応) 求人時の受動喫煙対策の内容明示を義務化/ (29年の労働災害発生状況) 死亡者数は3年ぶりに、死傷者数は2年連続増加/ (29年度新卒者の就職内定率) 大学卒は前年同期を0.6ポイント上回る91.2%に/ ほか

●労務資料/平成29年 賃金構造基本統計調査  
結果① ~初任給~ ————— 42

大学卒20万6100円、  
高校卒16万2100円

(厚生労働省調べ)

●本誌読者アンケート — 39 ●連載 労働スクランブル⑩ (労働評論家・飯田康夫) — 40 ●わたしの監督雑感 山口・下関労働基準監督署副署長 神田誠司 — 54 ●今月の資料室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(39ページ)

### 労務相談室

回答者

募集・採用 [採用内定時に明示した諸手当の統廃合を実施] 採用内定者への対応は — 48 弁護士・新弘江  
労働契約法 [無期転換時の年齢に応じた転換後の定年年齢] 設定可能か — 50 弁護士・田島潤一郎  
安全配慮 [結核の検査受けた社員] 結果出るまで就業禁止にしたい — 52 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内